

主なご意見の要旨	御意見に対する考え方
精度について	
全般的に、現行作業規程に記載されているアナログ系の作業手法が、全てがデジタル系に変更されています。しかし精度の制限値はアナログ時代の昔から変わっておりません。デジタル時代に対応し、精度を見直す検討が必要です。 また、準則(案)では標準偏差と誤差の許容範囲に関する整合性が明らかではありません。それらの関係の整合性を図るよう提案します。さらに、“精度”という用語は“位置正確度”と変更することが望ましいと考えます。	精度の議論については、ご指摘の点やこれまで得られた成果との関係を十分な議論することが必要であり、ご意見を参考にしつつ、今後も検討してまいりたいと考えています。 なお、精度を位置正確度に変更する点については、特に基準点測量等で問題になると考えられ、定義の方法、用語の普及の状況等から見て変更することは時期尚早と考えています。
基準点測量におけるネットワーク型RTK-GPS測量について	
ネットワーク型RTK-GPSを利用する公共測量作業マニュアル(3・4級基準点に限る)に記載されている内容の中で表現されていない部分がありますが、これら詳細な内容については解説等はあるのでしょうか。 また、3・4級基準点測量に限定されていますが、1・2級基準点測量に適用できないのでしょうか。	ネットワーク型RTK-GPS測量の公共測量への適用にあたっては、必要に応じ、技術的助言等により詳細な内容を周知してまいります。 また、基準点測量においてネットワーク型RTK-GPSによる測量方法が利用されている実績は基準点測量の級を問わず少なく、ご指摘のマニュアルでは3・4級基準点測量の方法を示してまいりましたが、これに加えて1・2級基準点測量に拡大して使用できる作業方法を標準的な方法として位置づけることは現時点では困難と考えています。
セミダイナミック補正の導入について	
基準点の設置にセミ・ダイナミック補正が逐次適用されるべく、作業規程準則にも盛り込まれることを希望します。	セミダイナミック補正については、公共測量においても導入する方向に向け、技術的な検討を進めてまいります。
製品仕様書について	
第6条第3項について、地理情報標準(JPGIS)に準拠した製品仕様書に基づく測量データ整備と公共測量作業規程に基づいた測量データ整備は、それぞれがプロダクト規程、プロセス規程と呼ばれる独立した地図整備のルールと認識しています。従って、測量作業規程の前段で製品仕様書を定める旨のルールを設けることは、本規程の利用者の混乱を招くものと考えます。	準則における製品仕様書は、いわゆるプロセス規程・プロダクト規程に係わらず、得られる測量成果の地物項目、構造、属性等を事前に定義するものであり、作成するデータの構造を作業前に明確化するとともに、品質評価の確実な実施、メタデータの効率的な作成のために必要なものです。
第6条第3項において、計画機関がJPGISに準じた製品仕様書を定めることを義務付けていますが、計画機関が独自の製品仕様書を作成する際の土台となる、本準則に類するような「共通製品仕様書(仮称)」を、各公共測量種別(基準点測量、水準測量、地形測量、写真測量、・・・)毎に、用意すべきではないのでしょうか。	製品仕様書については、目的によりさまざまな様式となることが考えられます。これまでに各省庁等がそれぞれの事業等において使用するために作成したものを雛型として活用することが可能であり、必要に応じてそれらを自作業用に改変することで対応することが可能と考えています。ただし、今後、ご指摘の要望が各方面から出る場合には対応を検討します。
測量機器検定における第三者機関以外の自社検査の導入について	
第14条において、測量機器の自社検定の導入は賛成できません。中立的な第三者機関が実施し保証を与えてこそ意味があります。民間企業に自社検査を認めることは検定制度を有名無実にすることが懸念されます。	今回の作業規程の準則の改定においては、全般的に、JIS等の標準的な方法がある場合には、それをできる限り活用することを念頭に作業して参りました。ご指摘の点については、機器の性能が適切に確保されるよう、必要に応じて、公共測量の技術的助言等で周知して行きたいと考えています。 また、機器の検査のあり方については、今後とも引き続き検討して参ります。

成果検定等について	
第15条のように、計画機関が指定する測量成果について検定を受けるのでは、その判断基準にばらつきが生じます。測量法第36条による「計画書についての助言」が行われるタイミングで、国土地理院が指定することが望ましいと考えます。	成果検定については、現在でも、技術的助言の一環として、検定を受ける必要があると思われるものについては、検定を受けるよう助言しており、今後もこのご趣旨にのっとり適切に助言いたします。
第101条第2項の「編集済データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。」の記載は、「第1編 総則編」第15条に記載の第三者機関による成果検定のことと認識してよろしいでしょうか。	点検プログラムとは、論理一貫性の品質評価を行う場合に、データの書式や記述の形式などについて、製品仕様書に書かれた基準を満足するかどうかを機械的にチェックするためのものです。検定機関、民間会社の一部において、保有していると認識しています。
地図情報レベルについて	
地形測量及び写真測量の編で多用されている地図情報レベルの用語について、地図情報レベル250の方が地図情報レベル1000より情報レベルが高いと思われます。したがって、地図情報レベル500あるいは250を意味する場合には、地図情報レベル1000以上と記述すべきです。	地図情報レベルの縮尺については、今回の準則改定を審議いただくための委員会 でなされた議論に基づき、今回考え方を次のように統一しました。すなわち、地図情報レベルの数字は、縮尺のように何分の1という逆数を意味するものではなく、地図情報レベル1000以下とは、地図情報レベル500あるいは250等を意味することとしました。
地形測量及び写真測量におけるネットワーク型RTK-GPS法について	
第3編地形測量及び写真測量において、TS点の設置、地形・地物の測定等を行う場合にネットワーク型RTK-GPS法を用いる場合には、第4編の応用測量と同様に、間接観測法がとれる作業方法を追加していただきたい。また、標定点の設置について「1級から4級基準点測量に準じて行う」と有りますが、ネットワーク型RTK-GPS法の単点観測法でも設置できるよう規定してください。	作業規程は、それぞれの作業の目的に応じた、標準的な作業方法を記述しているところです。ご指摘の方法を地形測量及び写真測量において新たに導入する場合には、精度の確保、作業の普及状況等の観点からの検討が必要であると考えています。
電子化について	
今回の準則(案)では、公共測量としてはデジタル対応しか認めない方針かであるようですが、まだしばらくの期間は平板測量やアナログの写真測量(図化)が行える道筋を残すべきではないでしょうか。	測量成果の活用を一層推進するため、公共測量成果がデジタルで得られるよう作業方法の標準を定めることが不可欠と考えています。地理空間情報活用推進基本法の基本理念の1つとしても、地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供等の施策を総合的かつ体系的に行うこと、が規定されています。
地形測量及び写真測量におけるGPS基準局について	
第125条第12項及び第274条第5項において、GPS基準局を設置する場合においては1級基準点測量であることが求められていますが、1級である必要はないと考えます。	GPS基準局は、電子基準点の利用を想定しています。そのため、公共測量によりGPS基準局を設置する場合には、主に電子基準点から成果を得る方法が採られる1級基準点測量によることを標準としています。
主題図について	
第420条において、応用測量の主題図に「ハザードマップ」を追記する。 また第423条において収集する必要な資料に「航空レーザ計測データ」を追記する。ハザードマップについては、今後、複数のハザードマップを重ねて表示する、広域的にハザードマップを配置するなどハザードマップのGIS化に対応するため、地理的な位置精度が求められ、精度管理も必要となっている。また、浸水想定区域図等、ハザードマップ作成において航空レーザ計測データは基礎データとして必須のものである。	災害対応を一層的確に行うためには、ハザードマップについて精度が確保される公共測量として整備することは意義があるものと考えられます。ご指摘を踏まえ、主題図にハザードマップを追記します。 また、ご指摘を踏まえ、収集する必要な資料に航空レーザ計測データを追記します。